

川崎市告示第517号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第 3 項の規定に基づき告示します。

令和 7 年 10 月 16 日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市中原区西加瀬 5－1、122－1 の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 10 号から第 13 号までの該当の有無
該当なし